E―⑭―44728　板垣　十代一
E―㉓―44729　株式会社モリデンキ
E―㉓―44730　有限会社インテリア　ミスト
E―㉑―44731　株式会社しかの
E―㊵―44732　原田　康弘
E―㊵―44734　株式会社大京
E―㉑―44735　株式会社インテリア大丸
E―㉓―44736　渡辺　龍也
E―⑥―44737　有限会社TM建装
E―⑪―44738　関根　正義
E―㊵―44739　株式会社ケー・スタイル
E―㉑―44740　岩田　剛
E―⑬―44741　株式会社レグルス&カンパニー
E―㉗―44742　株式会社ケア・リビング
E―㉗―44743　株式会社メゾプラン
E―㉗―44744　高橋　保明
E―㊷―44745　大坪　亨
E―㉓―44746　有限会社シーピースズキ
E―㊵―44747　有限会社日通建
E―⑮―44748　株式会社ココペリ
E―㉑―44749　和田　充
E―㉗―44750　富田　浩正
E―㊸―44751　金棒　吉彦
E―㊷―44752　松島　治郎
E―⑫―44754　株式会社ソーケン製作所
E―㉓―44755　京極建設株式会社
E―㉓―44756　有限会社ワイワイリフォーム
E―㊸―44757　濱田　進一
E―㊼―44758　新城　喜信
E―㊺―44760　株式会社スイング
E―㉓―44762　魚住　憤吾
E―㉙―44764　児玉　忠雄
E―⑦―44765　梶山　聡
F―⑬―1387　Kvadrat Japan株式会社
F―⑬―1388　フジライトカーペット株式会社
F―⑭―1391　株式会社大樹恒産
F―㊵―1392　株式会社ピー・ビーシステムズ

○法務省告示第六十二号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条第一項第二号の規定に基づき、平成二年法務省告示第百三十一号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年一月二十九日

法務大臣　上川　陽子

第三十四号の次に次の五号を加える。

三十五　本邦の公私の機関が策定し、国土交通大臣が認定した適正監理計画（外国人造船就労者受入事業に関する告示（平成二十六年国土交通省告示第千百九十九号）にいう適正監理計画をいう。）又は企業単独型適正監理計画（同告示にいう企業単独型適正監理計画をいう。）に基づき、当該機関との雇用契約に基づいて造船業務に従事する活動

三十六　本邦の公私の機関（別表第六に掲げる要件のいずれにも該当する事業活動を行う機関であって、法務大臣が指定するものに限る。）との契約に基づいて当該機関の施設において高度の専門的知識を必要とする特定の分野に関する研究、研究の指導若しくは教育をする活動（教育については、大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校においてするものに限る。）又は当該活動と併せて当該特定の分野に関する研究、研究の指導若しくは教育と関連する事業を自ら経営する活動

三十七　別表第七に掲げる要件のいずれにも該当する者が、本邦の公私の機関（別表第八に掲げる要件のいずれにも該当する事業活動を行う機関であって、法務大臣が指定するものに限る。）との契約に基づいて当該機関の事業所（当該機関から労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第二条第二号に規定する派遣労働者として他の機関に派遣される場合にあっては、当該他の機関の事業所）において自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を要する情報処理（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二条第一項に規定する情報処理をいう。以下同じ。）に係る業務に従事する活動

三十八　第三十六号又は前号に掲げる活動を指定されて在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動

三十九　第三十六号又は第三十七号に掲げる活動を指定されて在留する者と同居し、かつ、その者の扶養を受けるその者の父若しくは母又は配偶者の父若しくは母（外国において当該在留する者と同居し、かつ、その者の扶養を受けていた者であって、当該在留する者と共に本邦に転居をするものに限る。）として行う日常的な活動

別表第五の次に次の三表を加える。

別表第六

一　高度な専門的知識を必要とする特定の分野に関する研究（以下「特定研究」という。）を目的とするものであること。

二　特定研究を行う本邦の公私の機関（以下「特定研究機関」という。）が、当該特定研究に必要な施設、設備その他の研究体制を整備して行うものであること。

三　特定研究の成果が、当該特定研究機関若しくはこれと連携する他の機関の行う特定研究若しくはこれに関連する産業に係る事業活動に現に利用され、又は当該利用が相当程度見込まれるものであること。

四　申請人の在留に係る十分な管理体制を整備して行うものであること。

別表第七

一　従事する業務について、次のいずれかに該当し、これに必要な技術又は知識を修得していること。ただし、申請人が出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の技術・人文知識・国際業務の在留資格に係る基準の特例を定める件（平成二十五年法務省告示第四百三十七号）に定める試験に合格し又は資格を有している場合は、この限りでない。

イ　当該技術若しくは知識に関連する科目を専攻して大学を卒業し、又はこれと同等以上の教育を受けたこと。

ロ　当該技術又は知識に関連する科目を専攻して本邦の専修学校の専門課程を修了（当該修了に関し出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の専修学校の専門課程の修了に関する要件を定める件（平成二十三年法務省告示第三百三十号）の二のイ又はロのいずれかに該当する場合に限る。）したこと。

ハ　十年以上の実務経験（大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該技術又は知識に関連する科目を専攻した期間を含む。）を有すること。

二　日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。

別表第八

一　情報処理に関する産業に属するもの（情報処理に係る業務について行う労働者派遣法第二条第三号に規定する労働者派遣事業に係るものを含む。以下「情報処理事業活動等」という。）であること。

二　情報処理事業活動等を行う本邦の公私の機関（以下「情報処理事業等機関」という。）が、情報処理に関する外国人の技術又は知識を活用するために必要な施設、設備その他の事業体制を整備して行うもの（当該情報処理事業等機関が労働者派遣法第二十三条第一項に規定する派遣元事業主である場合にあっては、労働者派遣法第三十条の二第一項に規定する派遣先が当該事業体制を整備するように必要な措置を講じて行うもの）であること。

三　申請人の在留に係る十分な管理体制を整備して行うものであること。

附　則

第一条　この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、平成二十七年二月一日から施行する。

第二条　この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に本邦に上陸しようとする外国人であって、この告示による改正後の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（以下「改正後告示」という。）第三十五号に掲げる活動を行おうとする者から、施行日前に出入国管理及び難民認定法第七条の二第一項の申請があった場合における在留資格認定証明書の交付については、施行日前においても、改正後告示第三十五号の規定を適用する。

○法務省告示第六十三号

出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）別表第四の法別表第一の五の表の特定活動の項の下欄に掲げる活動（特定活動）の項下欄第四号の規定に基づき、平成二十二年法務省告示第六百二十三号（出入国管理及び難民認定法施行規則別表第四の法別表第一の五の表の特定活動の項の下欄に掲げる活動（特定活動）の項下欄第四号の規定に基づき法務大臣が定める者を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年一月二十九日

法務大臣　上川　陽子

第一条　第二号の次に次の二号を加える。

三　特定活動告示第三十二号に掲げる活動を行おうとする者にあっては、国土交通大臣が認定した特定監理団体（外国人建設就労者受入事業に関する告示（平成二十六年国土交通省告示第八百二十二号）にいう特定監理団体をいう。）の職員